2023年1月1日号

 MPG Tax & Legal Newsletter

このニュースレターは、2022年11月1日～12月31日までの間にタイの官報で掲載され、著者が英訳を入手することができ、税務上または法務上、タイで事業展開をしている日系企業にとって一般的に関心があるかと思われる勅令、通達等を抜粋し、要約したものになります。

|  |
| --- |
| 官報掲載勅令・規則・通達等（抜粋）2022年11月1日～ 12月31日 |
| 1 | **データセンター事業はＶＡＴ非課税へ** |
| 官報（第139号）出版日：2022年11月8日施行日：2022年11月9日 |
| 表題：「歳入法典勅令　ＶＡＴの免除に関して（第759号）仏歴2565（2022年）」Royal Decree – Issued under the Revenue Code – Governing the Exemption of Value Added Tax (No. 759) B.E. 2565 (2022) |
| 当該勅令によりデータセンター事業者による以下のサービスの提供は、付加価値税が免除されることとなりました。1. サーバー等と言った、データの保存、処理、及びインターネット経由の電子データの接続に関するサービス、及び
2. 上記（１）に付随する以下のサポートサービス
3. データのバックアップ
4. ＩＳＰもしくはクラウドサービス提供者に対するネットワーク接続サービス
5. システム管理及びＩＴセキュリティーサービス

当該免税措置の対象となる適格データセンター事業者は当該勅令の施行日（2022年11月9日）から5年以内に歳入局に申請書と提出することが義務付けられています。適格データセンター事業者と認められるには以下の条件を全て満たす必要があります。* タイ法に基づき設立された会社もしくは法人パートナーシップであること。
* ＶＡＴ事業者として登録されていること。
* ＢＯＩ等によりデータセンター事業者として投資奨励を受けていること。
* その他歳入局長が指定する基準、手続、及び条件を満たすこと。
 |
| 2 | **資金繰り支援策：会社資産のセールスアンドバイバックの免税措置に係る細則** |
| Source: <https://www.rd.go.th/fileadmin/user_upload/kormor/newlaw/dgg46A.pdf>（2022年11月23日現在） |
| 表題：「歳入局長通達（第46号）買い取り条件付きの信託資産の免税措置に関する基準、手続き、及び条件について」Notice of the Director-General of the Revenue Department (No. 46) - Re Bases, Procedures, and Conditions Respecting Exemption of Taxes and Duties for Trust Property with Buy-Back Condition. |
| 2022年9月1日号に「歳入法典勅令（税及び関税の免除規定 -753号）」を紹介しましたがこの度の通達はそれに関する細則になります。先の勅令は、コロナ禍で厳しい資金繰りに直面している事業者を支援すべく、会社資産を売却→賃借→買い戻す場合、すなわちSales＆Buy-Backスキームを実行する場合、条件を満たせば、当該取引で本来発生する所得（キャピタルゲイン等）の益金扱い、VAT、特定事業税、及び印紙税を免除するものでした。この度発表された細則は、上記免税措置を享受するために満たす必要のある条件等を規定するものです。以下の条件等が含まれています。会社（当社売却者＝委託者）及び受託者は、共同で当該通達が規定する様式（フォーム）を採用し、売却証書を二部作成し、不動産に係る権利の移転もしくは権利の登記をする際、その一部を土地局の担当官に提出すること。また、もう一部は、資産の売却から15日以内に管轄税務署又は大企業税務部門（Large Business Tax Administration Division）に提出すること。 |
| 3 | **個人情報の侵害事件発生時の手続き等に関する詳細規定** |
| 官報（第139号）出版日：2022年12月15日施行日：2022年12月15日 |
| 表題：「個人情報保護委員会通達 –　個人情報侵害時の基準、手続、及び報告に関して　仏歴2565年（2022年）Notification of Personal Data Protection Committee – Re Bases and Procedures on Reporting Personal Data Breach B.E. 2565 (AD 2022)  |
| 当該通達は、タイの個人情報保護法 (Personal Data Protection Act = PDPA)に関する詳細を規定するものです。具体的に、個人情報侵害事件が発生した際の手続き等を規定するものになります。主要なポイントは以下の通りになります。1. 個人情報侵害の発覚後、データ管理者が取るべき手続きは以下の通り：
* 個人情報侵害の有無を確認する事
* 侵害があった際、更なる侵害を阻止する手続きを講じ、実施する事
* 原則的に、72時間以内に事件の旨を個人情報保護委員会（以降、「委員会」）に通知する事
* データ主体に悪影響が及ぼされると想定できる場合、データ主体にも通知をする事等
1. 委員会に侵害事件の通知をする際、原則的に以下の情報を明記する事：
* 事件の概要（データ主体の人数、個人情報の内容等）
* データ保護オフィサー等の名前、連絡先等
* 個人情報の侵害により想定される影響（インパクト）についての説明
* 侵害事件に対処するために講じる措置についての説明等
1. データ主体への通知内容は、原則劇に以下の情報を含める事：
* 個人情報侵害事件の概要
* データ保護オフィサー等の名前、連絡先等
* 個人情報の侵害による想定される影響（インパクト）についての説明
* 起こりうる悪影響を阻止・低減するための措置を含め、その個人データ侵害に対処するための管理者による措置についての説明
1. データ主体に直接通知をすることが難しい場合、データ管理者は、その個人が所属するグループへの通知、もしくはソーシャルメディア・公的メディア等と言った、データ主体が事件について知り得る方法で通知をすることが認められる。
2. 管理者は、通知義務の免除を個人情報保護局に請願することができる。

詳細につきましては当事務所へご連絡を下さるようお願い申し上げます。 |

お問い合わせ：dj@nnp-group.com